

工事の概要（参考）

本資料は、大曲法務総合庁舎（20）機械設備その他改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、大曲法務総合庁舎（秋田県大仙市大曲日の出町1-3-4）において、空気調和設備が経年劣化により故障が発生しており、（交換部品が入手できないことにより）来庁者及び職員の利用に多大な支障を来している。この改善のため、空気調和設備の改修工事を行うものです。

(1) 主な工事内容

○庁舎（鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積1,351㎡）

- ・温風暖房機の撤去・新設を行います。
- ・空調用送風機の撤去・新設を行います。
- ・ダクト類の撤去・新設を行います。
- ・地下オイルタンク・油管類の撤去を行います。
- ・機械室の換気設備の新設を行います。
- ・自動制御設備の撤去・新設を行います。
- ・機械室に引き込みガス配管の新設を行います。

○屋外

- ・ガスバルクタンクの新設を行います。

○建築工事

- ・機械設備改修工事に伴う機械基礎新設、天井改修を行います。
- ・機械設備改修工事に伴う外構アスファルト舗装の撤去・新設を行います。
- ・バルクタンク基礎新設を行います。
- ・バルクタンクフェンスの新設を行います。
- ・オイルタンク基礎の取りこわしを行います。

○電気設備工事

- ・機械設備改修工事に伴う照明改修を行います。
- ・制御盤及び配管配線の撤去・新設を行います。
- ・警報盤の新設を行います。
- ・受変電設備改修を行います。

(2) 施工時期、施工時間、施工手順 (想定)、施工条件等

1) 施工時期の制限

- ・特にありません。

2) 施工時間の制限

- ・作業時間は、8時30分から17時までを原則とします。
- ・コンクリート躯体のはつり、あと施工アンカー作業等、コンクリート打設時の騒音や振動が発生する工事は、土日等の閉庁日での作業を想定しています。
- ・屋外既存オイルタンク撤去、新設バルクタンク等機器の搬出入用の揚重は土日等の閉庁日作業を想定しています。

3) 施工手順の制約

- ・特にありません。

4) 施工条件等

- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行います。
- ・仮設については、4/23図の仮設計画を参照してください。

5) その他

- ・全館停電作業が、土日祝日作業で1回程度あります。
- ・仮設冷暖房は施設管理者が設置します。
- ・工事を実施するうえで什器類の移動が必要な場合は、施設管理者が行いますので、監督職員と協議してください。
- ・空気調和設備の試運転調整は、機械室のみの機器・ダクト・配管のみです。機械室外は含みません。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

(1) 実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和2年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場におけ

る常駐は要しません。(工事補足説明事項1.(3)参照)

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。(工事補足説明事項1.(4)参照)

(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。(工事補足説明事項1.(10)参照)

(6) 余裕期間を設定した工事について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定しています。

工事の始期前の余裕期間内は、現場代理人の工事現場における常駐及び主任技術者又は監理技術者の配置は要しません。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手することはできません。(工事補足説明事項1.(14)参照)

(7) 週休2日促進工事について

受注者が希望する場合に、工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組む、「週休2日促進工事」としてしています。

現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費を補正し、請負代金額を変更します。(工事補足説明事項2.(26)参照)

(8) 工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。(工事補足説明事項5.(1)参照)

(9) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項9.(3)参照)

(10) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としていきます。(工事補足説明事項9.(6)参照)

3. その他

(1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。(既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。)



http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

